

京田辺市中学校昼食提供事業に係る弁当業者公募要項

1 主旨

京田辺市立中学校の昼食は、家庭の手作り弁当を基本としていますが、弁当をつくれない時など、必要に応じて選択できるデリバリーによる注文弁当の提供事業を実施するための弁当販売業者について公募を行います。

2 登録条件

(1) 住所要件

- ・京都府内又は近隣府県に本社又は事業所を持っていること。

(2) 信用状況

- ・次の各号のいずれにも該当しない者。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

② 物品・役務等競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）を提出するときに京田辺市税又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者。

③ 営業開始日より5年を経過しない者。

④ 営業の開始に関し、官公庁の許可若しくは認可を得ていない者又は業務上必要とする届出等を行っていない者。

⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからキまでのいずれかに該当する者。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員。（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者。

(3) 安全衛生

- ・食品衛生法第52条第1項の許可（飲食店営業に係る許可に限る）を保健所長から受けていること。
- ・自己又は自社の調理施設で弁当等を製造する事業を引き続き5年以上営んでいること。
- ・5年以内に食中毒などの事故を起こし、行政処分を受けていないこと。
- ・栄養士・調理師免許を有するものを必ず配置していること。
- ・調理従事者の腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ・腸管出血性大腸菌）を毎月実施していること。
- ・製造、配送、受け渡しの各段階で適切な温度管理、衛生管理が図られ、弁当の安全性が確保されること。また、使用食材の入手経路を明らかにし、弁当は、2週間分を必ず保存すること。

- ・万一の事故等に際しては、迅速かつ適切な対応が図られること（損害保険に加入しており、損害賠償に対応できること）。

(4) その他

- ・弁当を製造する施設の見学が可能であること。
- ・インターネットへの接続環境があり、自社のホームページを持っていること。

3 弁当の納入条件

- ・別紙「京田辺市中学校弁当納入業務仕様書」を遂行できること。

4 契約関係

- ・弁当販売の開始にあたっては、教育委員会と協定書の締結が必要となること。また、学校長及び教育長の指示又は指導を遵守すること。
- ・弁当注文配送業務を第三者に委託し、又は請負わすことはできない。

5 提出書類

(1) 会社概要

- ・会社のパンフレット等（組織、人員・栄養士・調理師の人数なども必要）、弁当販売業務の実績、従業員の研修内容、衛生管理マニュアルなど
- ・所在地、連絡先、担当者名

(2) 調理施設

- ・概要、写真（外観、調理場内、主な調理機器、調理風景）など

(3) 現在の弁当

- ・献立や写真（販売促進用パンフレットで可）など

(4) 中学校での弁当販売実施企画書

- ・献立例・栄養価・使用素材と調達例、中学校での弁当販売手法など

(5) 説明資料

- ・弁当販売実施企画書をA4サイズで1枚(両面可)にまとめた、わかりやすい説明用資料

(6) 証明書類等

- ・食中毒事故経過報告書（過去5カ年以内になかった場合は、なかった旨の申告、あった場合は事例とその対応）
- ・営業許可書の写し
- ・食品衛生監視票の写し（過去1年以内の監視員の点数・捺印のあるもの）
- ・損害保険証券の写し

(7) その他

- ・京田辺市中学校昼食提供事業弁当提供業者名及び連絡先報告書

※ 下記の提出書類は、A4判・横書き・左綴でページを付してA4判フラットファイルに綴り、ファイルの表紙及び背表紙に業者名を記載の上、提出する。

※ 提出資料に虚偽の記載等をした場合は、登録を取り消すこともある。
また、提出資料は、公開するものとする。

※ 京田辺市物品・役務等の競争入札参加資格審査申請を期間内に行うこと。
詳細は次の URL より取得すること。<http://www.kyotanabe.jp/0000008868.html>

6 提出期日

- (1) 日時：平成28年1月13日（水）までの開庁日
午前9時から11時30分まで、午後1時30分から4時まで
- (2) 場所：京田辺市役所3F 京田辺市教育委員会 学校環境整備課

7 実施時期

平成28年度から

8 事業者の決定

事業者の決定は、応募業者について書類審査を行い、教育委員会が決定する。書類審査で差がない場合は、後日ヒアリングを実施し、総合評価により決定する。

ヒアリングを実施する場合は、教育委員会より連絡する。

また、事業者の選考にあたっては、次の各事項を考慮する。

- ①製造、配送、受け渡しの各段階で適切な温度管理、衛生管理が図られ、弁当の安全性が確保されること。
- ②安定して業務が継続されること。
- ③中学生にふさわしい栄養バランスや使用食材に配慮した献立内容であること。
- ④事前に弁当の献立及び栄養価等に関する情報が提供されること。
- ⑤万一の事故等に際しては、迅速かつ適切な対応が図れること。

9 質疑

質疑がある場合は、原則として別添の質疑書の様式により、平成28年1月3日（日）までにFAX又はE-mailで行うこと。回答は、1月8日までにFAX又はE-mailで行います

10 注意事項

- ①本制度の基本的条件や取扱いに変更があった場合は、応募業者に連絡します。
- ②弁当の申込み数の予測はできません。本制度実施後も、原則として、家庭の手作り弁当を家庭に指導します。家庭の事情等により弁当を持参できない生徒が対象となります。
- ③本制度実施日は、体育祭等の行事により学校ごとに異なります。
- ④衛生講習会などを開催する場合がありますので、必ず参加してください。
- ⑤本制度の実施に関して発生した事故は、教育委員会及び対象学校では対応をいたしません。個別に補償問題等も含め対応していただきますので、万全を期して臨んでいただくをお願いします。
- ⑥本制度の実施後に注文数が少なくなった場合でも、原則として協定書の締結期間中の協定解除はできません。なお、協定期間は、原則として締結日から締結日の属する年度の年度末（3月末）までになります。
- ⑦下記に該当する場合、協定解除を行う場合があります。
 - ・実施要領、教育長が定める基準及び協定書を遵守しないとき。
 - ・食中毒を発生させたとき。
 - ・営業許可の取り消しなど、行政庁の処分を受けたとき。
 - ・倒産したとき。
 - ・その他教育長が行う指導や学校長が行う指示に従わないとき。

問い合わせ先

〒610-0393

京田辺市田辺80番地

京田辺市教育委員会教育部学校環境整備課 担当 のぶうじ 信氏

電 話 0774-64-1393

FAX 0774-64-1390

電子メールアドレス gakko-seibi@kyotanabe.jp